

別表第1

(毒物)

1	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)
2	黄燐
3	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
4	オクタメチルピロホスホルアミド(別名シユラーダン)
5	クラール
6	四アルキル鉛
7	シアン化水素
8	シアン化ナトリウム
9	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)
10	ジニトロクレゾール
11	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール
12	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)
13	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト
14	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)
15	水銀
16	セレン
17	チオセミカルバジド
18	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)
19	ニコチン
20	ニツケルカルボニル
21	砒素
22	弗化水素
23	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)
24	ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド
25	モノフルオール酢酸
26	モノフルオール酢酸アミド
27	硫化燐
28	前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であって政令で定めるもの

2017.06.27

毒物及び劇物指定令

(毒物)

第一条

毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第1第28号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。

1	アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム0.1%以下を含有するものを除く。
1の2	亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤
1の3	亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤
1の4	アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン1.8%以下を含有するものを除く。
1の5	3-アミノ-1-プロペン及びこれを含有する製剤
1の6	アリルアルコール及びこれを含有する製剤
1の7	アルカノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤を除く。
1の8	O-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニルフェニル)-N-イソプロピルチオホスホリアルアミド(別名イソフェンホス)及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニルフェニル)-N-イソプロピルチオホスホリアルアミド5%以下を含有するものを除く。
1の9	O-エチル=S,S-ジプロピル=ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル=S,S-ジプロピル=ホスホロジチオアート5%以下を含有するものを除く。
2	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)を含有する製剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト1.5%以下を含有するものを除く。
2の2	N-エチル-メチル-(2-クロル-4-メチルメルカプトフェニル)-チオホスホリアルアミド及びこれを含有する製剤
2の3	塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤
2の4	塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤
3	黄燐を含有する製剤
4	オクタクロルテトラヒドロメタノフタランを含有する製剤
5	オクタメチルピロホスホリアルアミド(別名シュラーダン)を含有する製剤
5の2	オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
6	クラレーを含有する製剤
6の2	クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
6の3	クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤
6の4	クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
6の5	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
6の6	クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤
6の7	3-クロロ-1,2-プロパンジオール及びこれを含有する製剤

6の8	(クロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤
6の9	五塩化燐及びこれを含有する製剤
6の10	三塩化硼素及びこれを含有する製剤
6の11	三塩化燐及びこれを含有する製剤
6の12	三弗化硼素及びこれを含有する製剤
6の13	三弗化燐及びこれを含有する製剤
6の14	ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤
7	四アルキル鉛を含有する製剤
8	無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ 紺青及びこれを含有する製剤
	ロ フェリシアン塩及びこれを含有する製剤
	ハ フェロシアン塩及びこれを含有する製剤
9	ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト5%以下を含有するものを除く。
9の2	ジエチル-S-(2-クロル-1-フタルイミドエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
9の3	ジエチル-(1,3-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-(1,3-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド5%以下を含有するものを除く。
9の4	ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
10	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)を含有する製剤
10の2	ジエチル-4-メチルスルフィニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-4-メチルスルフィニルフェニルチオホスフェイト3%以下を含有するものを除く。
10の3	1,3-ジシクロプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤
10の4	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン50%以下を含有するものを除く。
11	ジニトロクレゾールを含有する製剤
12	ジニトロクレゾール塩類及びこれを含有する製剤
12の2	ジニトロフェノール及びこれを含有する製剤
13	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノールを含有する製剤。ただし、2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール2%以下を含有するものを除く。
13の2	2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン0.005%以下を含有するものを除く。
13の3	四弗化硫黄及びこれを含有する製剤
13の4	ジボラン及びこれを含有する製剤
13の5	ジメチル-(イソプロピルチオエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル-(イソプロピルチオエチル)-ジチオホスフェイト4%以下を含有するものを除く。

14	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)を含有する製剤
15	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイトを含有する製剤
15の2	1,1'-ジメチル-4,4'-ジピリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
16	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)を含有する製剤
16の2	1,1-ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
16の3	2,2-ジメチルプロパノイルクロライド(別名トリメチルアセチルクロライド)及びこれを含有する製剤
16の4	2,2-ジメチル-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート(別名ベンダイオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、2,2-ジメチル-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート5%以下を含有するものを除く。
17	水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ アミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
	ロ 塩化第一水銀及びこれを含有する製剤
	ハ オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤
	ニ 酸化水銀5%以下を含有する製剤
	ホ 沃化第一水銀及びこれを含有する製剤
	ヘ 雷酸第二水銀及びこれを含有する製剤
	ト 硫化第二水銀及びこれを含有する製剤
17の2	ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
18	セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ 亜セレン酸0.0082%以下を含有する製剤
	ロ 亜セレン酸ナトリウム0.00011%以下を含有する製剤
	ハ 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤
	ニ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤
	ホ セレン酸ナトリウム0.00012%以下を含有する製剤
19	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)を含有する製剤
19の2	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)及びこれを含有する製剤。ただし、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.5%以下を含有するものを除く。
19の3	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド及びこれを含有する製剤
19の4	1-ドデシルグアニジニウム=アセタート(別名ドジン)及びこれを含有する製剤。ただし、1-ドデシルグアニジニウム=アセタート65%以下を含有するものを除く。
19の5	トリブチルアミン及びこれを含有する製剤。
19の6	ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして10%以下を含有するものを除く。

20	ニコチンを含有する製剤
21	ニコチン塩類及びこれを含有する製剤
22	ニッケルカルボニルを含有する製剤
22の2	S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名カズサホス)及びこれを含有する製剤。ただし、S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート10%以下を含有するものを除く。
23	砒素化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤
	ロ 砒化インジウム及びこれを含有する製剤
	ハ 砒化ガリウム及びこれを含有する製剤
	ニ メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤
	ホ メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤
23の2	ヒドラジン
23の3	ブチル=2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イル=N,N'-ジメチル-N,N'-チオジカルバマート(別名フラチオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ブチル=2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イル=N,N'-ジメチル-N,N'-チオジカルバマート5%以下を含有するものを除く。
24	弗化水素を含有する製剤
24の2	弗化スルフリル及びこれを含有する製剤
24の3	フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤
24の4	1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
24の5	7-ブロモ-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノン、7-ブロモ-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノン及びこれらの塩類並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の7-ブロモ-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンと7-ブロモ-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩(7-ブロモ-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンと7-ブロモ-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体として7.2%以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤を除く。
24の6	ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤
24の7	ヘキサキス(β ・ β -ジメチルフェネチル)ジスタンノキサン(別名酸化フェンブタズ)及びこれを含有する製剤
25	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)を含有する製剤
26	ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイドを含有する製剤
26の2	ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれを含有する製剤
26の3	ベンゼンチオール及びこれを含有する製剤
26の4	ホスゲン及びこれを含有する製剤
26の5	メタンスルホニル=クロリド及びこれを含有する製剤

26の6	メチルシクロヘキシル-4-クロルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシル-4-クロルフェニルチオホスフェイト1.5%以下を含有するものを除く。
26の7	メチル-N',N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサミデート及びこれを含有する製剤。ただし、メチル-N',N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサミデート0.8%以下を含有するものを除く。
26の8	メチルホスホン酸ジクロリド
26の9	S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデート(別名メミル)及びこれを含有する製剤。ただし、S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデート45%以下を含有するものを除く。
26の10	メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤
26の11	メチレンビス(1-チオセミカルバジド)及びこれを含有する製剤。ただし、メチレンビス(1-チオセミカルバジド)2%以下を含有するものを除く。
26の12	2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-メルカプトエタノール10%以下を含有するものを除く。
27	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
28	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
29	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
30	燐化水素及びこれを含有する製剤
31	六弗化タングステン及びこれを含有する製剤

2017.06.27